

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月1日 13時30分ごろ
発生場所	長崎県平戸市南竜崎北岸（平戸瀬戸） 小田助瀬灯標から真方位157°430m付近 （概位 北緯33°21.6 東経129°34.2 ）
事故の概要	漁船美明丸は、操業中、南竜崎北岸に乗り揚げた。 美明丸は、舵軸の曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和2年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 美明丸、4.86トン NS3-506548（漁船登録番号）個人所有 8.75m(Lr)×2.30m×0.84m、FRP ディーゼル機関、18.39kW、昭和55年1月25日 第292-35057号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 平成31年2月14日 （令和6年7月20日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	舵軸及びプロペラ翼に曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 南南東流3～4ノット(kn)
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、南竜崎北西方沖の漁場において、船長が、操縦区画の右舷側に立ち、右手で釣り糸を持って左手で舵輪及び機関操縦レバーの操作を行い、令和2年10月1日13時05分ごろしいらの引き縄漁を開始した。 船長は、先端に疑似餌を付けた長さ約50mの釣り糸を船尾部から投入し、機関回転数を一定にして約5knの対水速力で引き、南竜崎北方沖から小田助瀬西方沖に向け北西進して右に旋回した後、小田助

瀬西方沖から南竜崎北方沖に向け南東進して右に旋回することを繰り返して操業を行う予定であった。

(写真1、写真2参照)



写真1 操業中の船長の姿勢（再現）



写真2 船体後部（操縦区画から船尾方を写す）

本船は、操業を開始して間もなく、南竜崎北西方沖を北西進中にしいらが掛かり、船長が小田助瀬西方沖で1匹目を釣り上げた後、右に旋回し、南竜崎北方沖に向けて南東進しながら操業を続けた。

船長は、南竜崎北方沖を南東進中、南竜崎北岸に接近した場所で2匹目のしいらが掛かり、引きが強く釣り上げるのが難しかったので、しいらを釣り上げる際に釣り糸が切れないよう、機関回転数を下げて約3knの対水速力とした。

船長は、風潮流で圧流されないよう右舵を取って船首を北方に向けた後、しいらを釣り上げることに意識を集中していたところ、南南東方への潮流及び北東風で本船が徐々に後方（南南東方）に圧流され始め、船首が回って南南東方を向いたので、機関を全速力後進運転としたものの、更に南南東方に圧流され、13時30分ごろ本船が南竜崎北岸に乗り揚げた。

船長は、本船の損傷状況、浸水の有無等を確認していたところ、付近の陸上で本事故を見ていた人により海上保安庁に通報が行われた。

	<p>本船は、付近で操業していた僚船に船長が携帯電話で連絡して救助を要請し、巡視艇が本事故現場に到着して警戒監視する中、潮位の上昇により自然に離礁した後、来援した僚船により平戸市田平港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真3 本船 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.3mであった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったが、本事故後、海上保安官から救命胴衣を着用するよう指導され、本船に搭載していた固型式の救命胴衣を着用することとした。</p> <p>船長は、平戸市平戸島付近で操業した経験が35年以上あり、これまでしいらを釣り上げられなかったことがなく、本事故時も釣り上げることができると思っていたものの、潮流が強かった上、南竜崎に接近していたので、安全を優先して、機関回転数を上げて南竜崎から離れればよかったと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり <p>本船は、南竜崎北方沖で引き縄漁の操業中、風力4の北東風が吹いて3～4knの南南東流により圧流されている状況下、南竜崎北岸に接近した場所でしいらが掛かった際、船長が、船首を北方に向けたが、釣り糸が切れないように機関回転数を下げた状態で操業を続けたことから、風潮流により圧流されて南竜崎北岸に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、潮流が強かった上、南竜崎に接近していることを認識していたものの、風潮流で圧流されないよう船首を北方に向けた態勢であり、また、これまでしいらを釣り上げられなかったことがなく、本事故時も釣り上げることができると思い、釣り糸が切れないように機関回転数を下げた状態で操業を続けたものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が南竜崎北方沖で引き縄漁の操業中、風力4の北東風が吹いて3～4knの南南東流により圧流されている状況下、南竜崎北岸に接近した場所でしいらが掛かった際、船長が、船首を北方に向けたが、釣り糸が切れないように機関回転数を下げた状態で操業を続けたため、風潮流により圧流されて南竜崎北岸に乗り揚げたものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風や潮流が強い状況下、陸地に近い場所で操業する場合、風潮流による圧流を考慮し、安全を優先して操業すること。 ・小型船舶の暴露甲板では、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生経過概略図

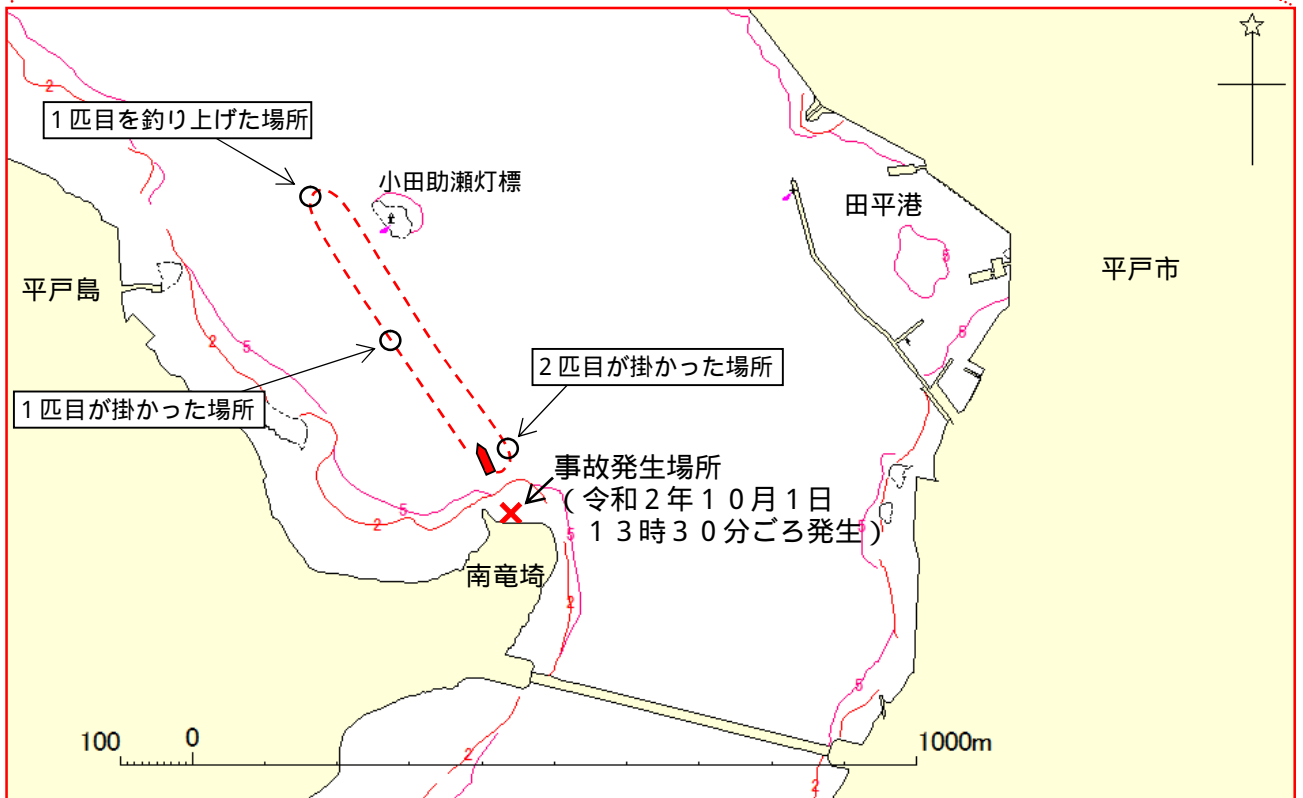
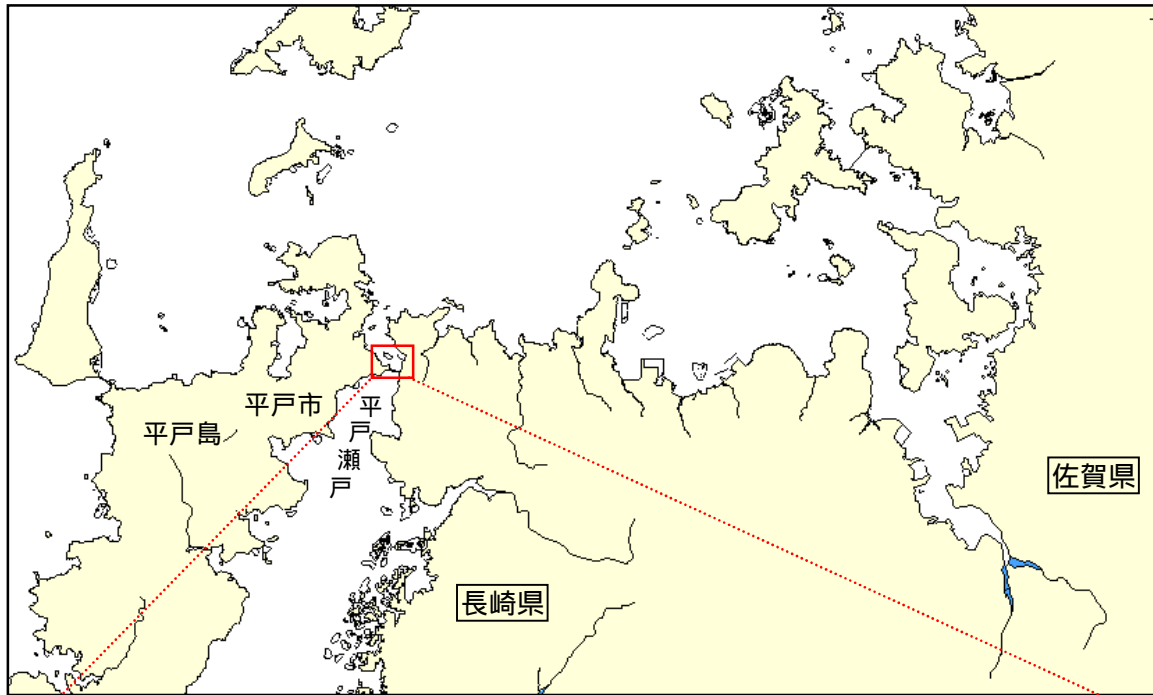


写真3 本船

